

## ダイバーシティ推進委員会運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、ダイバーシティ推進委員会設置要綱（2007年規約第07-52号。以下「設置要綱」という。）第8条第6項に基づき、ダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

### (部会の設置および職務)

第2条 委員会に、次の表の左欄に掲げる部会を設置し、それぞれ右欄に掲げる事項を行う。

教育研修部会	ダイバーシティ推進に関連する本学における授業、教職員に対する研修、講演会等の交流事業に関する事項
制度環境部会	ダイバーシティ推進に関連する本学における制度、環境の整備改善、支援等に関する事項（サポート施設の管理・運営を含む）
広報調査部会	ダイバーシティ推進に関連する学内外への広報啓発および国内外の情報収集、調査等に関する事項

### (部会の構成)

第3条 部会は、それぞれ次に掲げる者をもって構成する。

- 一 ダイバーシティ推進委員会設置要綱第4条第1項第8号に掲げる者のうちから委員長が指名する者 若干人
  - 二 本大学専任教職員のうちから委員長が指名する者 若干人
- 2 部会は、必要と認めるときは、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会委員の任期)

第4条 部会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 部会委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長)

第5条 部会に、それぞれ部会長1人を置く。

- 2 部会長は、第3条第1項第1号に規定する者のうちから委員長が指名する。
- 3 部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部会長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会長は、部会の活動計画および状況等について、必要に応じて委員会に報告する。
- 6 部会長が委員会に出席できない場合、委員会は、設置要綱第7条第4項に規定する者として、次条第1項に規定する副部会長に対し、委員会への出席を要請し、意見を聞くことができる。

### (副部会長)

第6条 部会に、それぞれ副部長1人を置く。

2 副部長は、第3条第1項第2号に規定する者のうちから委員長が指名する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、2007年10月21日から施行する。

(任期の特例)

第2条 第4条第1項および第5条第3項の規定にかかわらず、次の者の任期は、2009年10月20日までとする。

一 第3条第1項の規定によって2009年10月20日までに嘱任された部会委員

二 第5条第2項の規定によって最初に嘱任された部会長

附 則 (2008年1月31日)

この規則は、2008年1月31日から施行する。

附 則 (2008年12月4日)

この規則は、2008年12月4日から施行する。

附 則 (2010年12月17日)

この規則は、2010年11月8日から施行する。

附 則 (2016年7月11日)

この規則は、2016年7月11日から施行する。

附 則 (2016年12月12日)

(施行期日)

第1条 この規則は、2017年4月1日から施行する。

(任期の特例)

第2条 この規則の施行の際、改正前規則第4条第1項に規定される現に部会委員である者の任期は、改正後規則第4条第1項本文の規定にかかわらず、2018年9月20日までとする。